

(案)

出 版 契 約 書

著作者名

書 名

_____ (以下「甲」という。)と国立大学法人北海道大学 (以下「乙」という。)
と一般社団法人北海道大学出版会 (以下「丙」という。)とは、上記著作物を出版すること
について、次のとおり契約を締結する。

平成 年 月 日

甲 (著作権者)

住 所

氏 名

乙 (大 学)

住 所 札幌市北区北 8 条西 5 丁目

名 称 国立大学法人北海道大学

氏 名 総 長 山 口 佳 三

丙 (出版権者)

住 所 札幌市北区北 9 条西 8 丁目

名 称 一般社団法人 北海道大学出版会

氏 名 理事長

(出版物への利用の許諾)

第1条 甲は、乙に対し本著作物に関して出版物として利用するため複製すること（以下「複製」という）、及び乙が丙へ出版権の設定をすることを許諾する。

2 甲は、この利用許諾により、この契約の有効期間中、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物及び同一題号の著作物の出版に関する利用の許諾を第三者に対して行わず、また自らも行使しない。

(出版権の設定)

第2条 乙は、表記の著作物（以下「本著作物」という。）の出版権を丙に対して設定する。

2 丙は、本著作物を出版物（以下「本出版物」という。）として複製し、頒布する権利を専有する。

3 甲は、丙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

(出版の責任)

第3条 丙は、本著作物の複製及び頒布の責任を負う。

(出版権の存続期間)

第4条 第2条により設定された丙の出版権は、第19条に定めるこの契約の有効期間中存続する。

(排他的使用)

第5条 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部若しくは一部を転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び丙が同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版させる場合、甲はその処理を丙に委任し、丙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

(原稿引渡しと発行の期日)

第6条 甲は、平成 年 月 日までに本著作物の完全な原稿（原図・原画・写真などを含む）を丙に引渡す。

2 丙は、平成 年 月 日までに本著作物を発行する。

3 やむを得ない事情があるときは、甲、乙及び丙は協議のうえ、前2項の期日を変更することができる。

(内容の責任)

第7条 甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

2 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果丙又は第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負う。

(校正の責任)

第8条 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、丙に校正を委任することができる。

(費用の分担)

第9条 本著作物発行に係る「直接出版費」(別紙のとおり)の甲及び乙が負担する総額(以下「甲乙負担額」という。)は、

円とする。ただし、頁数が予定頁数を30%以上超えた場合は、丙は甲に対し追加費用を請求することができる。また、予定頁数を30%以上下回った場合は、甲及び乙の負担額を減額するものとする。

2 丙は、本著作物発行後、「直接出版費」の実費額にて「費用計算書」を作成し、甲及び乙へ通知する。

3 甲及び乙は、「費用計算書」をもって、甲乙負担額の分担額を決定する。

4 甲乙負担額の分担額が決定したときは、乙は、甲乙負担額の分担額を丙に通知するものとし、丙は、その通知に基づき乙又は甲及び乙に対し、請求書を送付する。

5 甲及び乙は、適正な請求書を受領した場合、受領した月の翌月末までに、丙に支払う。

(定価・卸売価格・発行部数・頁数)

第10条 本著作物の予定定価は 円とし、予定卸売価格は 円とし、予定発行部数は 部(うち市販用 部、甲及び乙への無料献本用 部)とし、予定ページ数は 頁とする。

(著作者人格権の尊重)

第11条 丙が、本著作物の内容・表現又はその書名、定価、卸売価格、発行部数、頁数に変更を加えたい場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

(©表示)

第12条 丙は、甲の権利保全のために所定の位置に©、甲の氏名、第一発行年を表示する。

(宣伝・販売方法等)

第13条 乙は、広告・宣伝・販売の方法を決定する。

(著作権使用料)

第14条 甲は、丙から本著作物の著作権使用料を受け取らない。ただし、増刷、改訂版又は増補版等を出版する場合の著作権使用料については、甲、乙及び丙が別途協議のうえ決定するものとする。

(出版権消滅後の頒布)

第15条 丙は、出版権消滅の後も本著作物の在庫を頒布することができる。

(著作権または出版権の譲渡・質入)

第16条 甲が著作権の全部若しくは一部を、又は丙が出版権を、第三者に譲渡若しくは質入れしようとするときは、あらかじめ他の契約当事者の文書による同意を必要とする。

(契約の解除)

第17条 甲、乙又は丙は、他の契約当事者がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 甲、乙又は丙は、他の契約当事者の違反により損害を生じた場合は、当該当事者に損害の賠償を求めることができる。

(契約の有効期間)

第19条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲、乙あるいは丙のいずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で3ヵ年自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

(増刷、改訂版、増補版、翻訳版)

第20条 本著作物の増刷、改訂版、増補版、翻訳版の制作については、甲、乙、及び丙の間で別途協議するものとする。

(契約内容の変更)

第21条 この契約の内容について追加・削除その他変更する必要があるときは、甲、乙及び丙は協議のうえ決定する。

(秘密保持)

第22条 甲、乙及び丙は、この契約の履行に関連して知り得た他の契約当事者及び他の契約当事者の取引先等に関するすべての秘密情報を、他の契約当事者の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(個人情報の取扱い)

第23条 甲、乙及び丙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則り、本著作物の出版及びそれに付随する業務において知り得た個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。

2 甲は、丙が本出版物の製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を自ら利用し、又は第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲及び丙が協議のうえ取扱いを決定する。

(契約の尊重)

第24条 甲、乙及び丙は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えは、札幌地方裁判所の管轄に属する。

上記の契約を証するため、本契約書3通を作り、甲、乙及び丙は記名押印のうえ、各1通を保有する。